

グリーン調達ガイドライン 第一版



株式会社アサクラ

2025 年 10 月制定

目次

1. 環境方針
2. 目的と適用範囲
3. 用語の定義
4. 購買先様へのお願い
5. 問い合わせ先
6. 改定の履歴

1. 環境方針

株式会社アサクラは自社工場での生産活動において地球環境への直接的、間接的影響を認識し、環境マネジメントシステムを構築し、継続的に改善を図るため環境方針を以下の様に定めます

環 境 方 針

地球環境の保全が21世紀に課せられた最大の義務であると認識し、製品の企画から販売、製造及び廃棄までの全ライフサイクルプロセスにおいて環境にやさしい事業活動および製品の提供を通して、以下の改善を推進します。

- (1) 資源、エネルギーの有効利用を図り、廃棄物の削減、再利用、リサイクルに努めます。
- (2) 環境に配慮した製品の開発、提供に努めます。
- (3) 環境に負荷を与える有害物質の低減、排除に努めます。
- (4) 関連法規制や自主基準を遵守し、汚染の予防と環境保全の向上に努めます。
- (5) 環境問題に関する社員の意識向上を図り、地域・社会における環境保護活動への参加、支援に積極的に取り組みます。

環境方針、環境目的・目標は社会情勢の変化、法律などの改正に対して正確な情報を入手し、的確な見直しと改訂を行います。

この環境方針は、継続して確実に実行するために文書化し、的確な手段により教育を行い周知徹底します。また環境方針はサイトで一般に公開します。

ISO14001

2023年2月3日

株式会社 アサクラ
代表取締役 浅倉敬博

2. 目的と適用範囲

目的

株式会社アサクラは、年々環境意識の高まる中において

E S G（環境/Environment・社会/Social・ガバナンス/Governance）の考え方を念頭に、その事業において 1. の環境方針にも掲げる「資源・エネルギーの有効利用」を図り「廃棄物を削減」し「環境に負荷を与える有害物質の低減や排除」に積極的に取り組み「関連する法規制や自主基準・顧客要求事項の順守」しながら社会に貢献できる企業として責任ある資材調達を実施し、またそれに伴うサプライヤー様との協業体制の構築による「グリーン調達」の継続的な遂行を目的とします

適用範囲

この基準は株式会社アサクラにおいて生産されるすべての製品とその原材料・副資材等の調達及び調査に適用されます

3. 用語の定義

顧客要求事項

株式会社アサクラ製品を購入、または製造委託をされるクライアント様からの環境品質に関するさまざまなご要望事項

環境に係わる 4 M 変更について

クライアント様に納入する製品の 4 M（材料/Material）（製造方法/Method）（製造設備/Machine）（生産者・作業責任者/Man）に変更が生じる場合は速やかに申し出を行いクライアント様に変更に関する書面・様式などがある際にはそれらに則り、届け出をし、承認を頂いて変更が完了するものとする

分析データ

調達する原材料、資材関係などに対する chemS H E R P A ・ I C P データや

R o h s 指令・REACH規制 等へのエビデンスとなるデータを指す

環境事故

納入する製品に禁止されている物質等が混入・誤用・品違い品の納入など、または顧客の禁止する用途に使用されたなどの要求事項に反する場合を指し、こうした事象は顧客が多大な迷惑や手間を被るだけではなく会社の信用失墜、社会的な制裁を受けられる可能性もある大きな問題と捉えるべきものであり、万一発生した場合には速やかに自社内、顧客への報告とサプライヤー様におかれましても解決に向けてご協力をお願い致します

生物の多様性への配慮

当たり前ですが、地球上に存在するのは人類だけではありません
様々な生物の共生する地球環境をいかに守るのが、これからの人類に課せられた重要な責務と考えます。事業活動が自然環境に与える影響を鑑み、最小限に抑えるための施策（工場建設や鉱物の採掘、水資源の過剰な利用や生物資源の採取、排水・排気ガスの大量発生等々に対する抑制策）を社会とともに推進して行くことを念頭に置き、ご理解を頂けますようお願い致します

鉱物調達や調査における責任

鉱物資源の調達における環境保全の遵守事項には、「違法採掘の排除」「有害物質の管理」「保護地域からの不正調達の禁止」「水資源・土壌・大気への配慮」などが含まれます。OECD ガイダンスに基づくデューデリジェンスが推奨されており、以下の様な遵守項目が挙げられる

- ・ CAHRAs（紛争・高リスク地域）からの調達に関して、OECD ガイダンスに基づく調査と開示
- ・ 水銀・シアン化物などの保管・使用・廃棄に関する安全管理
- ・ 生物多様性保全の観点から、保護地域からの原料採取を禁止
- ・ 水資源・土壌・大気への配慮として、汚染防止措置の導入

4. 購買先様へのお願い

環境への取り組みは当社だけでは達成出来ません。サプライヤーの皆様にも積極的にご参加・ご協力を頂くことが不可欠です。その中で当社がお願いする主な内容は以下の通りです

4-1 材料に含まれる化学物質の管理体制

当社へ納入される資材に含有する化学物質を把握・管理するため、下記の様な仕組みの構築と運用がなされていることを要望致します。

- ① 化学物質情報の収集・運用方法と記録の保存を行う仕組み
- ② 取引先との情報伝達のルールを整備
- ③ 責任者を明確にして管理のフローを文書化
- ④ 仕組みの運用が効果的であることを定期的に確認し、必要な場合は改善する

これらの状況を把握する目的でアンケート、聞き取りなどで運用の良否を判断させて頂く場合がある旨、御了承願います

4-2 当社の調達品に含有される化学物質の管理と情報の伝達

当社に納入されるすべての資材や部材に含有される化学物質については法規制や当社、もしくはクライアント様の要求事項に従って管理して頂く必要があります
当社から依頼があった場合には調達品に含有される化学物質に関する情報を下記の要領でご提出ください

- ① クライアント様からの要望に応じて製品含有化学物質の情報伝達スキームである chemSHERPA、RoHS 指令における非含有証明、SDS など
- ② または、同等の効力のあるサプライヤー様独自の様式でのご提出でも結構ですので、都度ご確認頂けましたら幸いです

4-3 サプライチェーン管理のお願い

不適合の発生、または是正予防の処置について下記のご対応をお願いします

- ① 不適合品は隔離して適切な処置をお願いします
- ② 当該品が出荷済みの場合は速やかにご報告をください
- ③ 再発防止の観点から、その原因を特定し解決策を打ってください
- ④ 不適合発生防止のために事前に予防措置を講じて下さい

文書の管理については下記の通り

- ① 必要な部署には最新版の周知をお願いします
- ② 運用の記録を保管してください
- ③ 環境に関するデータ類は文書作成より10年間、もしくは法規制で定められた期間のいずれか長い方に合わせて保管管理して下さい

4-4 顧客要求事項、ならびに法令の遵守のお願い

株式会社アサクラのグリーン調達ガイドラインに併せて顧客のグリーン調達基準などの要求事項遵守をお願いすることがございますので、その際には顧客の要求事項を優先頂きますようお願い致します。また国内での対応同様に海外向けに対するお取引に関しましては当該国の法律の遵守をお願い致します

5. お問い合わせ先

〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-27-11 AS4ビル 3F

Tel 03-3375-2561

株式会社 アサクラ 営業部 / 業務部

6. 改訂履歴

	制定・改定日	改定版	内容
0	2025/10/22	制定	初版
1			
2			